

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係 新旧対照表

改正案	現行
<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されていることから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害においても同様とする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>電子債権記録機関において、営業停止等の措置を講じた場合、</p>	<p>I 電子債権記録機関の監督上の評価項目</p> <p>I-2 業務の適切性</p> <p>I-2-7 災害における金融に関する措置（災害対策基本法等関係）</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p>災害対策基本法第 36 条第 1 項に基づく金融庁防災業務計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 33 条第 1 項及び第 182 条第 2 項に基づく金融庁国民保護計画において、金融に関する措置が規定されていることから、災害（災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害又は国民保護法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害若しくは国民保護法第 183 条に規定する緊急対処事態における災害においても同様とする。</p> <p>① （略）</p> <p>② 営業停止等における対応に関する措置</p> <p>電子債権記録機関において、営業停止等の措置を講じた場合、</p>

事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係 新旧対照表

改正案	現行
<p>営業停止等を行う営業店舗名等を、<u>速やかに</u>ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>顧客</u>に周知徹底するよう要請する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、電子債権記録業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、<u>顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、</u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>①・② （略）</p>	<p>営業停止等を行う営業店舗名等を、<u>ポスターの店頭掲示等の手段</u>を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、<u>取引者</u>に周知徹底するよう要請する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置 南海トラフ地震防災対策推進基本計画により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の払い戻し、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、電子債権記録業務の事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、電子債権記録機関に対し、<u>以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</u></p> <p>①・② （略）</p>